

商法の抜本的改正

平成15年10月22日に会社法制の現代化に関する調査審議を進めている法制審議会の会社法部会は、「会社法制の現代化に関する要綱試案(以下「試案」という)」を取りまとめました。会社法制の現代化は、法務省が取り組んでいる経済活動に関する民事・刑事基本法制整備の一角を占める重要なプロジェクトであり、平成17年の通常国会に所要の法案を提出することを目標に審議が重ねられています。「試案」は、いわば法制審議会の中間的な成果ですが、会社法の現代化に係る大改正の方向性を明確に示しています。今回の改正は、商法の抜本的改正と呼ぶにふさわしい商法の根幹に係る改正であり、またその内容が多岐にわたっている点でも注目に値します。中小の会社も含めた企業実務にも極めて大きな影響を与えることが予想されます。

商法改正の必要性

商法は企業活動の基盤をなす重要な法律ですが明治32年に制定された法律です。現代社会へ対応するためこれまで幾度も改正されてきました。近年では、主要なものでも平成13年6月の金庫株の解禁・単元株制度の創設・額面株式の廃止、同年11月の新株予約権制度の創設・株主総会のIT化に関する改正、同年12月の株主代表訴訟制度の見直し・取締役の責任軽減・監査役機能強化、平成14年5月の委員会等設置会社制度の創設・連結計算書類の導入、そして平成15年7月の自己株式取得の緩和など、既存の枠組みを大きく変える改正でした。したがって全体的な整合性をはかり、より一層現代社会に対応した法律とするため体系的な見直しが必要とされたのです。また、利用者にとってわかりやすくするため、現在の片仮名から現代語に改めることも検討されています。

「試案」の枠組み

「試案」では、改正の基本方針として「会社法制の現代語化」に係る基本方針と「実質改正」に係る基本方針の2つを掲げています。「会社法制の現代語化」に係る基本方針では、商法第2編、有限会社法等の規定の現代語化を図る用語および解釈等の明確化について整備・整理を行う商法第2編、有限会社法、商法特例法等の規定については、会社法という一つの法典とする。現在、商法第2編では、合名会社・合資会

社・株式会社の3種類の会社についての規定があります。有限会社については、有限会社法という法律があります。さらに株式会社の規模別に商法特例法が特別の規定を設けています。これらを一つにまとめてしまおうというわけです。一方、「実質改正」では、商法の「総則」「合名・合資会社」「有限・株式会社」「機関」「計算」「社債・新株引受権」「組織再編」「その他」のすべてを商法の改正の必要性から抜本的に改正としています。

実質改正の内容

抜本的改正ですから全ての改正項目を網羅することはできません。主要項目を挙げれば以下になります。「合名・合資会社」では、合名・合資会社を一つの類型とする一人合名会社の設立・存続を認める会社が無限責任社員になれる株式会社への組織変更可能。「有限・株式会社」では、株式会社を規模による画一的な分類をするのではなく、会社の公開性・非公開性・会社の規模等により区別して規制を課す。

譲渡制限株式会社と有限会社との規律を一体化し有限会社法を廃止する譲渡制限株式会社については現在の有限会社型機関設計を認める(具体的には取締役会を設置しない、取締役は一人でもよい、監査役は設置しなくてよい、役員任期はないなど)最低資本金制度の見直し(設立時払込額額規制・剰余金分配規制・表示規制)、これは「資本金」の意義の低下を意味しますが、現在審議中ですが場合によっては、新事業創出促進法で平成14年認められた1円会社(この場合には5年以内に増資が必要)が商法で認められる可能性があります。「機関」「計算」「社債・新株引受権」「組織再編」「その他」では、取締役・監査役・会計監査人の制度にかかる大改正・配当規制の大幅な見直し・一定の会社では取締役会で営業年度中いつでも配当などの剰余金を分配できる点、そして日本版LLCの創設など極めて重要な改正が商法全般にわたって行われます。今回の改正は、平成17年に法案の国会提出を目指していますが、企業実務に大幅な影響を与えるとともにわれわれ会計士・税理士などの実務家にとっても、しっかりと理解することが必要です。

(担当 山田 毅志)